

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 6
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 7
- 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 8
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局健康医療部第2夜間・休日急患センター】 10
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【門司区役所まちづくり整備課】 11
- 北九州市児童相談所に配置する児童心理司、児童福祉司及び指導教育担当児童福祉司の数【子ども家庭局子ども総合センター】 12
- 令和8年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政・変革局税務部固定資産税課】 13
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市整備局河川公園部水環境課】 14
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 15
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市整備局河川公園部公園管理課】 16
- 指定納付受託者の指定【都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課】 17
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2件）【都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課】 18
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2件）【都市ブランド創造局科学館普及課】 20
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2件）【都市ブランド創造局文学館事務局】 23

○ 北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定【会計室】	2 5
○ 令和 8 年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局総務部保険年金課】	2 7
○ 令和 8 年度の国民健康保険料の減額する額【保健福祉局総務部保険年金課】	2 8
○ 地縁による団体の認可【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】	3 1
○ 特定乳児等通園支援事業者の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	3 3
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市ブランド創造局科学館普及課】	3 5
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2 件）【都市ブランド創造局松本清張記念館事務局】	3 6
○ 雑草等の除去委託料の単価【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】	3 8
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2 件）【総務市民局平和のまちミュージアム事務局】	3 9
○ 包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧【行政委員会事務局監査第一課】	4 1
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【総務市民局総務部文書館】	4 2
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】	4 3

#### ◇ 公 告

○ 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	4 4
○ 北九州市が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	4 8
○ 北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	5 1
○ 一般競争入札による市有財産の売払い【港湾空港局港営部港営課】	5 5
○ 道路の廃止【都市戦略局指導部建築審査課】	5 8
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局学校教育部事業調整課】	5 9

#### ◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】 6 2
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】 6 3
- 出納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】 6 4
- 収納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】 6 5
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 6 7
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【上下水道局水道部配水管理課】 6 8
- 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】 6 9
- 北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】 7 3
- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】 7 6

#### ◇ 交通 局

- 北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 8 0
- 北九州市交通局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 8 4
- 北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 8 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 9 1

#### ◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局会計規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 9 4
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【公営競技局総務課】 9 5

○ 北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】	96
○ 北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】	100
○ 北九州市公営競技局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】	104

北九州市告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
株式会社大賀薬局萩原2号店	北九州市八幡西区萩原一丁目8番15号	令和8年4月1日
サンアイ調剤薬局上津役店	北九州市八幡西区上上津役二丁目13番1号	令和8年4月1日
エンデバー調剤薬局	北九州市八幡西区光明一丁目8番5号	令和8年4月1日
コスモス調剤薬局千代ヶ崎店	北九州市八幡西区千代ヶ崎三丁目6番20号	令和8年4月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションAlma（アルマ）	北九州市戸畑区中原西二丁目2番1号岡橋Ⅲ3号室	令和8年4月1日
訪問看護ステーションむぎ	北九州市小倉北区足立二丁目3番37号	令和8年4月1日
ソフィアメディ訪問看護ステーション八幡西	北九州市八幡西区本城一丁目12番27号本城1丁目倉庫付事務所 O・II101	令和8年4月1日

北九州市告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	荒木医院	北九州市八幡西区上香月一丁目4番8号	令和8年4月1日
新	医療法人すみだ会荒木医院		
旧	医療法人住田病院	北九州市若松区蛸住1435番地	令和8年4月1日
新	医療法人すみだ会こころの杜ホスピタル		
旧	住田病院老人訪問看護ステーション	北九州市若松区蛸住1435番地	令和8年4月1日
新	医療法人すみだ会訪問看護ステーション		

北九州市告示第102号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、下記の特定制子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園N I N A R Uふじ まつ保育園	預かり保 育事業	北九州市門司 区藤松二丁目 6番24号	社会福祉法人 北九州市門司 民生事業協会	令和8年4 月1日
認定こども園リ アンしらがね保 育園	預かり保 育事業	北九州市小倉 北区白銀二丁 目2番25号	社会福祉法人 真祐会	令和8年4 月1日
認定こども園貴 船保育園	預かり保 育事業	北九州市小倉 北区貴船町9 番5号	社会福祉法人 鷹羽会	令和8年4 月1日
認定こども園光 法保育園	預かり保 育事業	北九州市小倉 南区北方二丁 目20番17 号	社会福祉法人 光法会	令和8年4 月1日
認定こども園高 須保育園	預かり保 育事業	北九州市若松 区高須南五丁 目2番30号	社会福祉法人 泰幸会	令和8年4 月1日
認定こども園小 百合保育園	預かり保 育事業	北九州市八幡 東区天神町3 番2号	社会福祉法人 カトリック社 会事業協会	令和8年4 月1日
認定こども園大 蔵保育園	預かり保 育事業	北九州市八幡 東区祝町一丁 目13番3号	社会福祉法人 高槻会	令和8年4 月1日
認定こども園永 犬丸保育所	預かり保 育事業	北九州市八幡 西区八枝三丁 目8番1号	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	令和8年4 月1日
認定こども園杉 の子保育園	預かり保 育事業	北九州市八幡 西区野面12 83	社会福祉法人 恵愛会	令和8年4 月1日
認定こども園沢 見あやめのもり 保育所	預かり保 育事業	北九州市戸畑 区仙水町1番 2号	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	令和8年4 月1日
認定こども園さ んろくこどもえ ん	預かり保 育事業	北九州市戸畑 区三六町10 番6号	社会福祉法人 いわき福祉会	令和8年4 月1日

北九州市告示第103号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、下記の特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第41条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
日の丸幼稚園	幼稚園	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目3番37号	学校法人西田学園	令和8年4月1日
霧ヶ丘幼稚園	幼稚園	北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目1番13号	学校法人真観学園	令和8年4月1日
志井幼稚園	幼稚園	北九州市小倉南区志井六丁目19番1号	学校法人村端学園	令和8年4月1日
志徳幼稚園	幼稚園	北九州市小倉南区徳力四丁目26番10号	学校法人村端学園	令和8年4月1日
日吉幼稚園	幼稚園	北九州市若松区東二島二丁目16番6号	学校法人伊高学園	令和8年4月1日
九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区自由ヶ丘2番1号	学校法人福原学園	令和8年4月1日
緑ヶ丘第二幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区相生町11番5号	学校法人緑ヶ丘学園	令和8年4月1日
認定こども園愛光幼稚園	認定こども園	北九州市門司区老松町12番3号	学校法人愛光学園	令和8年4月1日
認定こども園西門司幼稚園	認定こども園	北九州市門司区社ノ木一丁目14番8号	学校法人井上学園	令和8年4月1日
認定こども園あかつき幼稚園	認定こども園	北九州市小倉北区黄金二丁目4番5号	学校法人淨暁学園	令和8年4月1日
認定こども園上津役幼稚園	認定こども園	北九州市八幡西区上上津役四丁目18番7号	学校法人真観学園	令和8年4月1日

認定こども園 N I N A R U ふじまつ保育園	認定こども園	北九州市門司区 藤松二丁目6番 24号	社会福祉法人 北九州市門司 民生事業協会	令和8年4 月1日
認定こども園 貴船保育園	認定こども園	北九州市小倉北 区貴船町9番5 号	社会福祉法人 鷹羽会	令和8年4 月1日
認定こども園 リアンしらが ね保育園	認定こども園	北九州市小倉北 区白銀二丁目2 番25号	社会福祉法人 真祐会	令和8年4 月1日
認定こども園 光法保育園	認定こども園	北九州市小倉南 区北方二丁目2 0番17号	社会福祉法人 光法会	令和8年4 月1日
認定こども園 高須保育園	認定こども園	北九州市若松区 高須南五丁目2 番30号	社会福祉法人 泰幸会	令和8年4 月1日
認定こども園 大蔵保育園	認定こども園	北九州市八幡東 区祝町一丁目1 3番3号	社会福祉法人 高槻会	令和8年4 月1日
認定こども園 小百合保育園	認定こども園	北九州市八幡東 区天神町3番2 号	社会福祉法人 カトリック社 会事業協会	令和8年4 月1日
認定こども園 永犬丸保育所	認定こども園	北九州市八幡西 区八枝三丁目8 番1号	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	令和8年4 月1日
認定こども園 杉の子保育園	認定こども園	北九州市八幡西 区大字野面12 83	社会福祉法人 恵愛会	令和8年4 月1日
認定こども園 沢見あやめの 森保育所	認定こども園	北九州市戸畑区 仙水町1番2号	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	令和8年4 月1日
認定こども園 さんろくこど もえん	認定こども園	北九州市戸畑区 三六町10番6 号	社会福祉法人 いわき福祉会	令和8年4 月1日

北九州市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立第2夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の収納（徴収及び支出）について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社メ ディカル・ コンシェル ジュ北九州 支社	北九州市小 倉北区浅野 二丁目14 番2号	令和8年3 月16日	令和8年4 月1日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で

北九州市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市営九州鉄道記念館西駐車場に係る使用料の収納について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社大日警	北九州市門司区西海岸一丁目2番1号	令和8年3月23日	令和8年3月27日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第106号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の3第6項及び第7項並びに第13条第1項、第2項及び第7項の規定により、北九州市児童相談所に配置する心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（以下「児童心理司」という。）、児童福祉司及び指導教育担当児童福祉司の数を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

北九州市児童相談所に配置する児童心理司及び児童福祉司の数（令和7年北九州市告示第108号）は、廃止する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

- 1 法第12条の3第7項の児童心理司の数は、42人以上とする。
- 2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、85人以上とする。
- 3 法第13条第7項の指導教育担当児童福祉司の数は、14人以上とする。

北九州市告示第107号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和8年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

北九州市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立香月・黒川ほたる館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
香月・黒川ほたる館運営協議会	北九州市八幡西区香月西四丁目6番1号	令和8年3月16日	令和8年3月16日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第 1 1 0 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 5 8 年北九州市告示第 7 8 - 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 水域施設の泊地の表の洞海の響灘泊地の項中「2, 1 3 6, 1 4 8」を「2, 1 7 3, 2 2 4」に改める。

3 係留施設の岸壁の表の洞海の項中

安瀬 8 - 1 ~ 5 号岸 壁	若松区 響町一 丁目	4 5 0 . 0 0	1 5 . 0	- 5 . 5	2 . 0	を
		(取付) 8 0 . 0 0				

安瀬 8 - 1 ~ 5 号岸 壁	若松区 響町一 丁目	4 5 0 . 0 0	1 5 . 0	- 5 . 5	2 . 0	に
		(取付) 8 0 . 0 0				
響灘東 1 号岸 壁	若松区 響町二 丁目	1 7 3 . 3 5	2 0 . 0	- 7 . 0	2 . 0	

改める。

9 船舶役務用施設の船舶給水施設の表の洞海の項中

響灘岸壁給水施設	若松区響町一丁目	5 7 8 . 7 3	1 1	を
----------	----------	-------------	-----	---

響灘岸壁給水施設	若松区響町一丁目	5 7 8 . 7 3	1 1	に
響灘東 1 号岸壁給水施設	若松区響町二丁目	2 1 7 . 0 9	1	

改める。

北九州市告示第 1 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市立老松球場	朝日建物管理株式会社九州支店	北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号	令和 8 年 3 月 4 日	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立文化記念公園運動場	総合緑地建設株式会社	北九州市小倉南区大字合馬 3 0 1 番地			
北九州市立岡田球場	株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号			
北九州市立大池球場	株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号			
北九州市立萩ヶ丘球場	コナミスポーツ株式会社	東京都品川区東品川四丁目 1 0 番 1 号			

北九州市告示第 1 1 2 号

北九州市立自然史・歴史博物館入館料の納付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指 定 納 付 受 託 者		指 定 を し た 日	指 定 期 間
名 称	住 所		
インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区 神田小川町三丁目 1 番地	令和 8 年 2 月 1 3 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における駐車場使用料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	住所			
北九メンテ 協同組合	北九州市小 倉北区下到 津二丁目 7 番 6 号	令和 8 年 3 月 2 4 日	令和 8 年 3 月 2 4 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における物品売払代金の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	住所			
株式会社西 日本ミュージアム サービス	北九州市八幡東区東田 二丁目4番 1号	令和8年3 月2日	令和8年3 月2日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で

北九州市告示第 1 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市科学館における使用料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社 J T B	東京都品川区東品川二丁目 3 番 1 1 号	令和 8 年 3 月 2 5 日	令和 8 年 3 月 2 5 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
株式会社日本旅行	東京都中央区日本橋一丁目 1 9 番 1 号			
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号			
西鉄旅行株式会社	福岡市中央区薬院三丁目 1 6 番 2 6 号			
広交観光株式会社	広島市西区三篠町三丁目 1 4 番 1 7 号			
K N T - C T ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号			
クラブツーリズム株式会社	東京都江東区豊洲五丁目 6 番 5 2 号			
名鉄観光サービス株式会社	名古屋市中村区名駅南二丁目 1 4			

	番 1 9 号			
祐徳旅行株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原4097番地2			

北九州市告示第 1 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市科学館分館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
安全警備株式会社	北九州市八幡西区筒井町 5 番 5 号	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立文学館における陳列品の観覧料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
株式会社ハー トピア	北九州市小倉 北区高浜二丁目 1 番 5 4 号高浜 ビル 2 F	令和 8 年 3 月 2 4 日	令和 8 年 3 月 2 6 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立文学館における物品売払代金の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
株式会社ハー トピア	北九州市小倉 北区高浜二丁目 1 番 5 4 号高浜 ビル 2 F	令和 8 年 3 月 2 4 日	令和 8 年 3 月 2 6 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 8 項及び北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 5 2 号）第 3 条第 6 項の規定により、次のとおり告示する。

この告示の日の前までに告示された北九州市収納代理金融機関の指定の告示及び北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定（令和 7 年北九州市告示第 1 3 0 号）は、廃止する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 総括出納取扱店

株式会社福岡銀行 北九州営業部

2 出納取扱店

区 別	出納取扱店となる事務取扱店舗
門司区	株式会社北九州銀行 本店営業部
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	福岡ひびき信用金庫 黒崎支店
戸畑区	株式会社北九州銀行 本店営業部

3 指定金融機関及び指定代理金融機関の収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社みずほ銀行	国内で業務を営む全ての店舗（出納取扱店を除く。）
株式会社福岡銀行	
株式会社西日本シティ銀行	
株式会社北九州銀行	国内で業務を営む全ての店舗（総括出納取扱店及び出納取扱店を除く。）
福岡ひびき信用金庫	国内で業務を営む全ての店舗（出納取扱店を除く。）

4 収納代理金融機関及びその収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社三菱UFJ銀行	国内で業務を営む全ての店舗
株式会社三井住友銀行	
株式会社広島銀行	

株式会社伊予銀行	
株式会社筑邦銀行	
株式会社佐賀銀行	
株式会社十八親和銀行	
株式会社肥後銀行	
株式会社大分銀行	
株式会社もみじ銀行	
株式会社西京銀行	
株式会社福岡中央銀行	
株式会社豊和銀行	
株式会社南日本銀行	
遠賀信用金庫	
横浜幸銀信用組合	市内で業務を営む全ての店舗
朝銀西信用組合	
九州労働金庫	国内で業務を営む全ての店舗
北九州農業協同組合	
株式会社ゆうちょ銀行	沖縄県を除く、九州内の株式会社ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。以下同じ。）（株式会社ゆうちょ銀行の定める払込書により収納する場合及び口座振替による収納の事務については、国内の株式会社ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した日本郵便株式会社の営業所）
株式会社りそな銀行	国内で業務を営む全ての店舗
楽天銀行株式会社	（口座振替による収納の事務に限る）

北九州市告示第120号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第14条第1項第2号及び第3号、第14条の10第1項第2号及び第3号、第14条の15第1項第2号及び第3号並びに第14条の20第1項第2号、第3号及び第4号に規定する国民健康保険料の令和8年度における料率を決定したので、同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

1 基礎賦課額の保険料率

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| (1) 被保険者均等割                  | 23,200円 |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 26,400円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割              | 13,200円 |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割            | 19,800円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| (1) 被保険者均等割                  | 9,720円  |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 11,060円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割              | 5,530円  |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割            | 8,290円  |

3 介護納付金賦課額の保険料率

- |             |        |
|-------------|--------|
| (1) 被保険者均等割 | 9,550円 |
| (2) 世帯別平等割  | 8,220円 |

4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| (1) 被保険者均等割                  | 880円   |
| (2) 18歳以上被保険者均等割             | 50円    |
| (3) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 1,000円 |
| (4) 特定世帯の世帯別平等割              | 500円   |
| (5) 特定継続世帯の世帯別平等割            | 750円   |

北九州市告示第121号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号。以下「条例」という。）第20条及び第20条の3並びに北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号。以下「規則」という。）第8条に規定する国民健康保険料の令和8年度における減額する額は、次のとおりである。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

- 1 規則第8条第1項第1号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
  - (1) 基礎賦課額分 16,240円
  - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 6,810円
  - (3) 介護納付金賦課額分 6,690円
  - (4) 子ども・子育て支援納付金賦課分 620円
- 2 規則第8条第1項第1号アの当該年度分の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
  - (1) 子ども・子育て支援納付金賦課分 40円
- 3 規則第8条第1項第1号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
  - (1) 基礎賦課額分
    - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,480円
    - イ 特定世帯 9,240円
    - ウ 特定継続世帯 13,860円
  - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
    - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,750円
    - イ 特定世帯 3,880円
    - ウ 特定継続世帯 5,810円
  - (3) 介護納付金賦課額分 5,760円
  - (4) 子ども・子育て支援納付金賦課分
    - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
    - イ 特定世帯 350円
    - ウ 特定継続世帯 530円
- 4 規則第8条第1項第2号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
  - (1) 基礎賦課額分 11,600円

- (2) 後期高齢者支援金等賦課分 4, 860円
- (3) 介護納付金賦課額分 4, 780円
- (4) 子ども・子育て支援納付金賦課分 440円
- 5 規則第8条第1項第2号アの当該年度分の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (1) 子ども・子育て支援納付金賦課分 30円
- 6 規則第8条第1項第2号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (1) 基礎賦課額分
- ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13, 200円
- イ 特定世帯 6, 600円
- ウ 特定継続世帯 9, 900円
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
- ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 530円
- イ 特定世帯 2, 770円
- ウ 特定継続世帯 4, 150円
- (3) 介護納付金賦課額分 4, 110円
- (4) 子ども・子育て支援納付金賦課分
- ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円
- イ 特定世帯 250円
- ウ 特定継続世帯 380円
- 7 規則第8条第2項第1号の当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- (1) 基礎賦課額分 4, 640円
- (2) 後期高齢者支援金等賦課分 1, 950円
- (3) 介護納付金賦課額分 1, 910円
- (4) 子ども・子育て支援納付金賦課分 180円
- 8 規則第8条第2項第1号の当該年度分の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- (1) 子ども・子育て支援納付金賦課分 10円
- 9 規則第8条第2項第2号の当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- (1) 基礎賦課額分
- ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 280円
- イ 特定世帯 2, 640円

ウ	特定継続世帯	3,960円
(2)	後期高齢者支援金等賦課額分	
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	2,220円
イ	特定世帯	1,110円
ウ	特定継続世帯	1,660円
(3)	介護納付金賦課額分	1,650円
(4)	子ども・子育て支援納付金賦課分	
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	200円
イ	特定世帯	100円
ウ	特定継続世帯	150円
10	条例第20条の3の当該年度分の被保険者均等割の保険料額（条例第20条の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額	
(1)	未就学児の被保険者均等割額	
ア	基礎賦課額分	11,600円
イ	後期高齢者支援金等賦課分	4,860円
ウ	子ども・子育て支援納付金賦課分	440円
(2)	規則第8条第1項第1号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額	
ア	基礎賦課額分	3,480円
イ	後期高齢者支援金等賦課分	1,460円
ウ	子ども・子育て支援納付金賦課分	130円
(3)	規則第8条第1項第2号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額	
ア	基礎賦課額分	5,800円
イ	後期高齢者支援金等賦課分	2,430円
ウ	子ども・子育て支援納付金賦課分	220円
(4)	規則第8条第2項第1号の規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額	
ア	基礎賦課額分	9,280円
イ	後期高齢者支援金等賦課分	3,890円
ウ	子ども・子育て支援納付金賦課分	350円

北九州市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

小敷総有財産管理組合

2 規約に定める目的

北九州市若松区大字小敷、小敷ひびきの一丁目から小敷ひびきの三丁目まで及び小敷ひびきの北に所在する地域総有財産の管理・運用等を通じて、小敷地区に伝わる史跡等の保全、農業基盤施設の維持及び地域コミュニティの活性化などの取組を行い、地域社会の健全かつ持続的な発展を図ることを目的とする。

3 区域

北九州市若松区大字小敷187番4、191番1、191番5、192番1、217番1、219番2、220番1、220番2、221番、222番1、222番3、222番4、223番1、254番1、255番1、256番1、257番1、258番1、258番3、260番1、265番2、265番4、268番1、268番2、269番1、269番2、271番2、272番1、272番2、273番2、274番2、275番、276番、277番2、279番1、279番2、280番、281番1、281番2、282番1、282番2、283番、284番、285番1、285番2、286番、287番1、287番2、288番、289番、290番1から290番3まで、291番1から291番5まで、292番1、292番2、293番から297番まで、298番1から298番3まで、299番、300番1から300番3まで、301番から316番まで、317番1、317番2、318番1、318番2、319番2、322番、323番1から323番4まで、324番1、325番1、326番1、327番1、328番4、457番1から457番3まで、458番1、458番2、463番3、641番、643番、644番、645番1、645番2、646番1、646番2、647番、653番1から653番6まで、655番、656番1、656番2、657番から662番まで、745番1、746番、747番、750番、751番、753番、754番、757番1、757番2、758番1から758番3まで、759番1から759番3まで、760番から762番まで、763番1、764番1、766

番3、767番1、768番1、768番4、768番5、769番、770番1、770番2、771番から776番まで、778番1、778番2、779番から781番まで、784番から789番まで、790番1、791番2から791番4まで、792番、793番1から793番3まで、794番、795番、796番1から796番4まで、797番から805番まで、807番、809番、810番、812番6、813番、814番、815番1、816番1、817番1、818番から826番まで、827番1、827番2、828番、829番、830番1、831番1、832番2、833番2、小敷ひびきの二丁目2番101、2番102、小敷ひびきの三丁目2番101、2番105から2番112まで、3番106から3番111まで、3番115から3番117まで、7番103、7番104、100番2、100番4、100番5並びに100番8及び100番9

4 主たる事務所

北九州市若松区大字小敷222番地4

5 代表者の氏名

中野常生

6 代表者の住所

北九州市若松区大字小敷296番地

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

令和8年4月1日

北九州市告示第123号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する法第53条の規定により、下記の特定期乳児等通園支援事業者の確認を行ったので、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	所在地	事業者の名称	確認年月日
NINARU ふじまつ保育園	北九州市門司区藤松二丁目6番24号	社会福祉法人北九州市門司民生事業協会	令和8年4月1日
日の丸幼稚園	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目3番37号	学校法人西田学園	令和8年4月1日
新栄はやとも保育園	北九州市門司区清見三丁目1番24号	社会福祉法人小倉新栄会	令和8年4月1日
れんげ心の花保育園	北九州市小倉北区三萩野二丁目8番18号	社会福祉法人栄法会	令和8年4月1日
霧ヶ丘幼稚園	北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目1番13号	学校法人真観学園	令和8年4月1日
新栄たてまち保育園	北九州市小倉北区堅町二丁目2番16号	社会福祉法人小倉新栄会	令和8年4月1日
認定こども園 徳力団地幼稚園	北九州市小倉南区徳力団地1番2号	学校法人黒木学園	令和8年4月1日
認定こども園 徳力団地幼稚園 子育て支援施設 ヒトノワ	北九州市小倉南区徳力団地32号棟5号室	学校法人黒木学園	令和8年4月1日
認定こども園 あげぼの愛育保育園	北九州市小倉南区沼緑町二丁目1番40号	社会福祉法人愛育会	令和8年4月1日
認定こども園 三ツ葉保育園	北九州市小倉南区中吉田一丁目18番7号	社会福祉法人周防会	令和8年4月1日
若園保育所	北九州市小倉南区若園二丁目4番15号	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和8年4月1日

認定こども園 行学幼稚園	北九州市若松区 乙丸770番地 1	学校法人行学学園	令和8年4月 1日
認定こども園 ひびきの保育 園	北九州市若松区 塩屋三丁目21 番1号	社会福祉法人宝寿 会	令和8年4月 1日
深町どんぐり のもり保育所	北九州市若松区 深町一丁目13 番19号	社会福祉法人北九 州市福祉事業団	令和8年4月 1日
二島保育所	北九州市若松区 二島三丁目3番 59号	社会福祉法人北九 州市福祉事業団	令和8年4月 1日
認定こども園 リアンはなお 保育園	北九州市八幡東 区祇園一丁目5 番1号	社会福祉法人真祐 会	令和8年4月 1日
認定こども園 つばさ保育園	北九州市八幡東 区山王二丁目1 8番5号	社会福祉法人育栄 会	令和8年4月 1日
認定こども園 別所保育園	北九州市八幡西 区別所町3番5 3号	社会福祉法人天心 報恩会	令和8年4月 1日
新栄ひまわり 保育園	北九州市八幡西 区町上津役東一 丁目7番21号	社会福祉法人小倉 新栄会	令和8年4月 1日
認定こども園 則松保育園	北九州市八幡西 区則松六丁目7 番21号	社会福祉法人真照 会	令和8年4月 1日
引野乳児保育 園	北九州市八幡西 区別所町13番 22号	社会福祉法人天心 報恩会	令和8年4月 1日
緑ヶ丘第二幼 稚園	北九州市八幡西 区相生町11番 5号	学校法人緑ヶ丘学 園	令和8年4月 1日
認定こども園 リアンたかの す保育園	北九州市八幡西 区鷹の巣一丁目 3番21号	社会福祉法人真祐 会	令和8年4月 1日
認定こども園 ナオミ愛児園	北九州市戸畑区 中本町12番3 4号	社会福祉法人北九 州ナオミ福祉会	令和8年4月 1日

北九州市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市科学館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町1番19号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における陳列品の観覧料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社ハー トピア	北九州市小倉 北区長浜二丁目1番 54号高浜ビル2階	令和8年3月24日	令和8年3月26日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社ハー トピア	北九州市小倉 北区長浜二丁目1番 54号高浜ビル2階	令和8年3月24日	令和8年3月26日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第127号

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和45年北九州市規則第36号）第3条第2項の規定により、雑草等の除去委託料の単価を、次のように定める。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

令和8年4月1日から同年8月31日までの間は1回につき1平方メートル当たり135円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とし、同年9月1日からは1回につき1平方メートル当たり140円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする

。

北九州市告示第 1 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市平和のまちミュージアムにおける陳列品の観覧料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名 称	住 所			
北九州市 平和のま ちミュ ージアム	株式会社ハ ートピア 代表取締役 佐久間庸和	北九州市小 倉北区高浜 二丁目 1 ー 5 4 ー 2 F	令和 8 年 3 月 2 4 日	令和 8 年 3 月 2 6 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市平和のまちミュージアムにおける物品売払代金の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名 称	住 所			
北九州市 平和のま ちミュ ージアム	株式会社ハ ートピア 代表取締役 佐久間庸和	北九州市小 倉北区高浜 二丁目1ー 54ー2F	令和8年 3月24 日	令和8年 3月26 日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で

北九州市告示第130号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、北九州市が包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く令和8年4月1日から同年4月30日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで、北九州市行政委員会事務局監査第一課において閲覧に供する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

北九州市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市史及び新修・北九州市史の売払代金の収納について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	住所			
株式会社 ブックセ ンターク エスト	北九州市 小倉北区 馬借一丁 目4番7 号	令和8年3月 19日	令和8年3月 19日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で

北九州市告示第 1 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場におけるごみ処理手数料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指 定 公 金 事 務 取 扱 者 と し て 指 定 し た 日	指 定 公 金 事 務 取 扱 者 に 公 金 事 務 を 委 託 し た 日	委 託 期 間
	名 称	住 所			
北九州市 響灘西地 区廃棄物 処分場	ひびき灘開 発株式会社	北九州市若 松区久岐の 浜 1 番 9 号	令 和 8 年 3 月 2 5 日	令 和 8 年 3 月 2 5 日	令 和 8 年 4 月 1 日 から 令 和 9 年 3 月 3 1 日 ま で

## 北九州市公告第230号

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市長 武内和久

### 1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事

- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

### 3 申請の受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和8年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 建設業許可申請書の別表

カ 印鑑証明書

キ 給与支払報告書（総括表）の写し

ク 工事用機械器具調書

ケ 主観点による加点の辞退届

コ 北九州市内事業所等調書

サ 保有作業船調書

シ 舗装工事関係機械調書

ス 社会的責任・社会貢献関係資料

セ 北九州市税に係る納税証明書

ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

タ 労働保険料納入証明書

チ 社会保険等関係届出書

ツ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 7 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 1 2 月に令和 9 年度及び令和 1 0 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号(北九州市役所 1 5 階)

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

## 北九州市公告第 2 3 1 号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 6 0 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 8 年度において行うため、同条第 3 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

令和8年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請書の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

オ 使用印鑑届

- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年6月に令和8年度及び令和9年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課  
北九州市小倉北区域内1番1号（北九州市役所15階）  
電話 093-582-2545  
FAX 093-582-3113

## 北九州市公告第 2 3 2 号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 8 年度において行うため、同条第 3 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用

人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

令和8年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請書の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市

入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年6月に令和8年度及び令和9年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区域内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第 2 3 3 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 売り払う物件

- (1) 所在地 北九州市小倉北区西港町 1 0 0 番 6
- (2) 公募地目 雑種地
- (3) 面積 1 , 0 0 3 . 1 5 m<sup>2</sup>
- (4) 最低売却価格 4 7 , 6 4 9 , 6 2 5 円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号

北九州市港湾空港局港営課

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 4 月 1 4 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

3 入札の要領及び参加申請書の交付方法及び期間

(1) 交付方法

北九州港のホームページ（<https://kitaqport.jp>）からダウンロードする方法又は北九州市港湾空港局港営課にて交付する。

(2) 交付期間

この公告の日から令和 8 年 4 月 1 4 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号

北九州市港湾空港局港営課

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 4 月 1 4 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和 8 年 5 月 1 3 日（水） 午前 1 0 時

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局庁舎二階 第一会議室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、次の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

#### 10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

##### (1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営課

##### (2) 受付期間

令和8年6月10日から令和8年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

#### 11 入札に係る問合せ先

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営課

電話 093-321-5988

北九州市公告第 234 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 8 年 4 月 1 日 第 14 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区明和町 11 番 4、 11 番 43、11 番 44、11 番 4 5、11 番 48、11 番 66、11 番 77 及び 11 番 78	4.00	18.80

## 北九州市公告第 2 3 5 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 北九州市立学校における A I 型学習アプリ提供業務 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 本市の指定する場所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、性能、機能、技術等に関する提案書類及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。詳しくは入札説明書による。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 8 年 4 月 2 2 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 4 総合評価のための書類の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時  
ア 場所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市教育委員会事務局学校教育部事業調整課

イ 日時 この公告の日から令和8年4月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年4月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加資格の確認申請書を、北九州市教育委員会事務局学校教育部事業調整課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室

イ 日時 令和8年5月11日午後2時

(5) 郵送による場合の総合評価のための書類の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年5月21日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室

イ 日時 令和8年5月22日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 落札候補者が提出した総合評価のための書類について、入札説明書に示す総合評価の方法によって総合評価を行う。得られた総合評価点数の最も高い者を落札者とする。

イ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校教育部事業調整課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2367

## 6 Summary

(1) Product and Quantity

Providing AI-powered learning applications to Kitakyushu City schools

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., May 22, 2026

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., May 21, 2026

(4) For further information, please contact : Project Coordination

Division, School Education Department, Board of Education, City of

Kitakyushu, 1-1 Otemachi, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8510 Japan TEL

093-582-2367

## 北九州市上下水道局管理規程第4号

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項本文中「。以下」を「。第137条において」に改め、「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を加え、「又は収納の」を「若しくは収納又は支出の」に、「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第4項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第31条の2第1項前段中「私人に委託する」を「指定公金事務取扱者に行わせる」に改め、同項後段中「委託しようとする私人」を「指定しようとする者」に改め、同条第2項中「の規定により委託を受けた者」を「に規定する還付金の支払の事務を行う指定公金事務取扱者」に改め、同条第7項中「私人に委託した」を「指定公金事務取扱者に行わせた」に、「当該委託」を「当該支払」に改める。

第36条の2を次のように改める。

第36条の2 削除

第47条第1項本文中「支払人とする小切手を振り出して行わなければならない」を「して支払をさせるものとする」に改め、同項ただし書を削る。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第 1 1 号

北九州市下水道条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 3 9 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
1 0 7 2	有限会社新北建設 藤田慶太郎	門司区大字畑 2 2 9 2 - 6	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 1 2 年 5 月 3 1 日まで
6 1 7 1	古川管工 古川謙二	八幡西区船越一丁目 1 0 番 2 3 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 1 2 年 5 月 3 1 日まで

北九州市上下水道局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和8年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 福岡銀行	北九州営業部	北九州市小倉北区堺町 二丁目2番18号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで

北九州市上下水道局告示第13号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により、次のとおり告示する。

この告示の日の前までに告示された収納取扱金融機関の指定（令和7年北九州市上下水道局告示第19号）は、廃止する。

令和8年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

収納取扱金融機関	取扱店舗
株式会社みずほ銀行	本店及び各支店（国内に所在する店舗に限る。）
株式会社福岡銀行	
株式会社西日本シティ銀行	
株式会社北九州銀行	
福岡ひびき信用金庫	
株式会社三菱UFJ銀行	
株式会社三井住友銀行	
株式会社広島銀行	
株式会社伊予銀行	
株式会社筑邦銀行	
株式会社佐賀銀行	
株式会社十八親和銀行	
株式会社肥後銀行	
株式会社大分銀行	
株式会社もみじ銀行	
株式会社西京銀行	
株式会社福岡中央銀行	
株式会社豊和銀行	
株式会社南日本銀行	
遠賀信用金庫	市内に所在する店舗（口座振替による収納の事務については、国内に所在する本店及び各支店の店舗）
横浜幸銀信用組合	
朝銀西信用組合	
九州労働金庫	市内に所在する店舗
	本店及び各支店（国内に所在す

北九州農業協同組合	る店舗に限る。)
株式会社ゆうちょ銀行	<p>沖縄県を除く、九州内の株式会社ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。以下同じ。）（株式会社ゆうちょ銀行の定める払込書により収納する場合及び口座振替による収納の事務については、国内の株式会社ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した日本郵便株式会社の営業所）</p>
株式会社りそな銀行	本店及び各支店（国内に所在する店舗における口座振替による収納の事務に限る。）
楽天銀行株式会社	

北九州市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F 2 6 3	宮島設備	宮島 健	田川市大字伊 加利1955 番地28	令和8年4月1 日
N 1 9 0	古川管工	古川謙二	八幡西区船越 一丁目10番 23号	令和8年4月1 日
K 1 2 7	北九州管工株式 会社	古里順二	小倉北区愛宕 一丁目5番3 8号	令和8年4月1 日
F 2 6 4	株式会社アクト 西日本	佐藤孝治	直方市大字植 木3070番 地1	令和8年4月1 日

北九州市上下水道局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所及び北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、地方公営企業法第33条の2の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社北九州ウォーターサービス	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日

## 北九州市上下水道局公告第49号

北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

### 1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

### 3 申請の受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和8年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 建設業許可申請書の別表

カ 印鑑証明書

キ 給与支払報告書（総括表）の写し

ク 工事用機械器具調書

ケ 主観点による加点の辞退届

コ 北九州市内事業所等調書

サ 保有作業船調書

シ 舗装工事関係機械調書

ス 社会的責任・社会貢献関係資料

- セ 北九州市税に係る納税証明書
- ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1  
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号  
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 7 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 1 2 月に令和 9 年度及び令和 1 0 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号(小倉北区役所西棟 4 階)  
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7  
F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 0 0

## 北九州市上下水道局公告第50号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

### 1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- ナ 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

令和8年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請書の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス  
<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 6 月に令和 8 年度及び令和 9 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号（小倉北区役所西棟 4 階）

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 0 0

## 北九州市上下水道局公告第51号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

### 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

令和8年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請書の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年6月に令和8年度及び令和9年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所西棟4階）

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

## 北九州市交通局公告第13号

北九州市交通局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第3号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市交通局長 中 島 尚

### 1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

### 3 申請の受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和8年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 建設業許可申請書の別表

カ 印鑑証明書

キ 給与支払報告書（総括表）の写し

ク 工事用機械器具調書

ケ 主観点による加点の辞退届

コ 北九州市内事業所等調書

サ 保有作業船調書

シ 舗装工事関係機械調書

ス 社会的責任・社会貢献関係資料

- セ 北九州市税に係る納税証明書
- ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1  
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号  
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 7 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 1 2 月に令和 9 年度及び令和 1 0 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問い合わせ先

北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号  
電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1  
F A X 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2

## 北九州市交通局公告第14号

北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第4号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市交通局長 中 島 尚

### 1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

令和8年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請書の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 6 月に令和 8 年度及び令和 9 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1

F A X 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2

## 北九州市交通局公告第15号

北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市交通局長 中 島 尚

### 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

令和8年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請書の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年6月に令和8年度及び令和9年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

## 北九州市交通局公告第16号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市交通局長 中 島 尚

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油 3万2,000リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和8年4月21日から同月30日まで

#### (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

#### (5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量108万6,000リットル 令和8年4月中旬頃

#### (6) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年4月8日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課

イ 期間 この公告の日から令和8年4月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月13日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年4月8日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年4月10日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和8年4月13日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

32,000ℓ

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., April 13, 2026

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., April 10, 2026

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu,

3-1 Higashikoishimachi, Wakamatsu-ku, Kitakyushu-city 808-0017

Japan TEL 093-771-8401

北九州市公営競技局管理規程第7号

北九州市公営競技局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

北九州市公営競技局長 宮 金 満

北九州市公営競技局会計規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局会計規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項本文中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を加える。

第33条第1項前段中「33条の2」を「第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項」に改め、「私人に」を削り、同項後段中「私人」を「者」に改め、同条第2項中「私人に」を削る。

第48条第1項第3号中「（昭和22年法律第67号）」を削り、「規定する指定納付受託者」の次に「又は第33条第1項に規定する事務の委託を受けた者」を、「当該指定納付受託者」の次に「又は当該委託を受けた者」を加える。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局告示第1号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により、モーヴィわかまつにおける入場料の収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

北九州市公営競技局長 宮 金 満

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社ボーネルンド	東京都渋谷区神宮前一丁目3番12号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 北九州市公営競技局公告第3号

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市公営競技局長 宮 金 満

### 1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

### 3 申請の受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和8年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 建設業許可申請書の別表

カ 印鑑証明書

キ 給与支払報告書（総括表）の写し

ク 工事用機械器具調書

ケ 主観点による加点の辞退届

コ 北九州市内事業所等調書

サ 保有作業船調書

シ 舗装工事関係機械調書

ス 社会的責任・社会貢献関係資料

- セ 北九州市税に係る納税証明書
- ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1  
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号  
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 7 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 1 2 月に令和 9 年度及び令和 1 0 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課  
北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号  
電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0  
F A X 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6

## 北九州市公営競技局公告第4号

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市公営競技局長 宮 金 満

### 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

令和8年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請書の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年6月に令和8年度及び令和9年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

## 北九州市公営競技局公告第5号

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

北九州市公営競技局長 宮 金 満

### 1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- ナ 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

令和8年4月1日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請書の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 6 月に令和 8 年度及び令和 9 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0

F A X 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6